給付の対象となる活動内容

活動区分	活動內容			
1 単位 P T A 主催	各単位PTAの会長が招集し、または委嘱した活動をいいます。			
	(1) 総会・役員会・学級学年 PTA・専門委員会等の諸会合、並びにそれ			
	らの運営に関する業務への参加			
	(2) PTAが企画し、会長の承認を得て実施した美化作業、キャン			
	プ・各種スポーツ大会など			
	(3) 単位PTAを代表して参加する各種会合(他団体・機関主催の場			
	合) 及び行事への参加			
	(4) (1)~(3)に参加するために要する正規の往復途上			
2 学校行事及び	(1) 学校行事のうち、子どもの健全育成のためPTAが積極的に参加			
学校支援	することを決めた授業参観・運動会・学芸会・体育祭・文化祭			
	但し、学校行事での当事者である児童生徒は対象外			
	(独立行政法人日本スポーツ振興センター)			
	(2) PTAによる、学校内外における総合的学習等及び学校内での部			
	活動への支援活動			
3 地区P連主催	地区連が招集、委嘱した活動をいいます。			
(市町村P連含む)	(1) 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運			
	営に関する業務への参加			
	(2) 各種研修会・スポーツ大会への参加			
	(3) 地区P連を代表して参加する各種会合			
	(4) (1) ~ (3) に参加するために要する正規の往復途上			
4 県P連関連	県P連の会則並びに事業計画に基づいて行う活動をいいます。			
	(1) 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運			
	営に関する業務への参加			
	(2) 各種研修会等への参加(日P・九P等も含む)			
	(3) 県P連を代表して参加する各種会合(他団体・機関の主催)			
	(4) (1) ~ (3) に参加するために要する正規の往復途上			

- ※ 次のような場合は、給付が受けられません。
 - ① PTA関連行事とは認められない行事のもの
 - ② 地震・風水害などの天災、人災
 - ③ 被災者の故意または重大な過失による事故(自殺行為・酔っ払い・けんか・薬物使用などによる場合)
 - ④ 航空機・船舶・鉄道・バス等の公共運送機関に搭乗中の事故災害
 - ⑤ 警察による事故処理が必要な案件
 - ⑥ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる事故

	対象者	対象となる事故	事 故 例	給 付 額
	児童生徒	・ P T A 管理下	「急激かつ偶然な	(1)死亡の時
		での事故	外来の事故」	400 万円
		(会場との正規	(1)骨折	(2)後遺障害が残った時
		の往復途上を含	(2)捻挫	400 万円~3 万円
		む)	(3)アキレス腱切断	(3)入院した時
		※独立行政法人	(4)切傷・すり傷	5,000 円×入院日数
		日本スポーツ振	(5)打撲等	(180 日限度)
		興センター対象	(6)ハブ等の咬傷	(4)通院した時
		の事故は該当し	と、蜂等の刺傷	3,000 円×通院日数
		ない。		(90 日限度)
共	PTA会員	・ P T A 管理下	※PTA管理下で	(5)固定具を装着した時
7	・準会員	での事故	のけがと直接因果	着脱不可 1,000 円×装着日数
		(会場との正規	関係にない病気は	着脱可 500 円×装着日数
済		の往復途上を含	対象外	※入院+通院+固定具装備
		む)	(熱中症・日射病・	(実日数合計 180 日限度)
			野球肩・スポーツ	※但し、固定具使用期間が、
金			ひじ等)	入院・通院と重なる日数を
				除く
			○バレーボール大	○眼鏡の破損
			会等で顔面にボ	①眼鏡の新規購入額の半額
			ールがあたり眼	を給付する。
			鏡が破損した等	但し、2万円を上限とする
				②眼鏡の修理代においては、
				2万円を上限とし全額を保証
				する。
	PTA活動遂行	行中に伴う賠償	PTAの美化作業	○対人賠償
	保険		中に駐車中の車の	1名につき 5,000万円
賠	※管理者とし	て法律上の損害	ガラスを破損して	1 事故につき 2 億円
償	賠償責任を負うことによる		しまった等	
保	損害に対して補償します。			○対物賠償
険				1 事故につき 500 万円
炒				※対人・対物とも1事故につき
				5,000 円が免責(自己負担)